

千葉県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成23年4月28日

千葉県監査委員	宮 下 公 夫
同	大 島 有紀子
同	近 藤 千鶴子
同	中 島 賢 治

23千総総第220号  
平成23年4月25日

千葉県監査委員 宮下 公夫 様  
同 大島 有紀子 様  
同 近藤 千鶴子 様  
同 中島 賢治 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度監査報告第12号、平成22年度監査報告第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 21 監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 契約事務

ア 契約事務を適正に行うべきもの（市民局）

契約規則第22条によると、契約にあたってはあらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。

また、物品会計規則第13条第1項及び第3項によると、物品の調達については調達主管課長が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な付属書類を添えて調達主管課長に送付しなければならないとされているが、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、予定価格が10万円未満の物品等については、所管課で調達できるとされている。

しかしながら、窓あき封筒の印刷、戸籍事務用長三封筒の印刷及び災害対策本部員用防災服の購入にあたっては、総額で10万円以上となるにもかかわらず、1件あたりの予定価格が10万円未満となるよう発注を分割し、必要な手続きである調達主管課長への執行伺の送付をせず、所管課で調達を行っていた。

契約事務については、規則に基づき、総額により予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、執行伺等を調達主管課長に送付するなど適正に行われたい。

講じた措置

契約事務については、規則に基づき、総額により予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、執行伺等を調達主管課長に送付するなど適正に行うこととし、窓あき封筒及び戸籍事務用長三封筒の印刷については平成22年9月に、災害対策本部員用防災服の購入については平成22年5月にそれぞれ執行伺を調達主管課長に送付し、適正な契約事務を行った。

報告書番号 22監査報告第8号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

イ 動物公園入園料の減免に係る規定の整備を行うべきもの（都市局）

動物公園入園料の徴収については、（財）動物公園協会に収納事務の委託を行っているが、委託契約の実施要領において、入園料の減免対象者は動物公園入園料減免基準要綱によることとされている。

同要綱第2条によると、入園料を減免する者は、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその者の介添人1名、本市に住所を有する60歳以上の者、校外学習のために利用する児童又は生徒等とされている。

しかしながら、入園料については、減免を実施しているが、同要綱において、無料入場や割引入場による規定が整備されておらず、減免する根拠が明確になっていなかった。

動物公園入園料の減免については、明確な規定の整備を図りたい。

講じた措置

動物公園入園料の減免については、平成23年2月18日に動物公園入園料減免基準要綱の一部を改正し、無料入場や割引入場に係る規定の整備を行った。

さらに、同年2月22日に入園料徴収業務受託者である（財）動物公園協会に対して、同要綱を通知し周知徹底を図った。

報告書番号 22監査報告第8号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 契約事務

ア 契約締結に伴う契約保証金の納付の免除を適正に行うべきもの（都市局）

契約規則第28条によると、契約事務担当職員は、契約を締結する者（以下、「相手方」という。）をして、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めさせなければならないとされている。

また、同規則第29条によると、契約保証金は、第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができることされており、同条第3号においては、指名競争入札等の契約を締結するとき、相手方が過去2年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合とされている。

しかしながら、草刈業務委託及び清掃業務委託に係る契約2件については、相手方が同条第3号の条件に合致することの確認を行わず、契約保証金の納付の免除を行っていた。

契約保証金の納付の免除については、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

契約締結に伴う契約保証金の納付の免除については、平成22年11月25日に都市局長から検見川稲毛土地区画整理事務所長に対し指導を行った。

これを受け、同所長は所属職員に対して、契約規則第29条第3号に基づき契約保証金の納付を免除する場合には、過去の実績を示す契約書等により契約の相手方が要件を満たすことを確認するよう周知徹底を図った。